

別記1

事故等発生時の報告等取扱特記事項

(事故等発生時における報告)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「本件業務」という。）を行うに当たり、利用者又は従業者その他本件業務に関係する者（以下「利用者等」という。）に、次に掲げる事象が発生したときには、速やかに発注者に報告を行うものとする。

- (1) 業務中、利用者等が死亡したとき
- (2) 業務中、利用者等が負傷・疾病により医療機関を受診し、入院又は複数回の通院を必要としたとき
- (3) 業務中において一酸化炭素中毒が発生したとき
- (4) 前各号に定めるもののほか、発注者又は受注者が発注者への報告が必要であると判断したとき

(報告方法等)

第2 事故等の報告は、別紙「事故報告書」により、提出するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、事故等の第一報は、電話等による報告で足りるものとする。
- 3 受注者は、事故等の解決が長期に及ぶ場合には、発注者に対し適宜、経過報告を行い、事故等の対応が解決、終了した時点で最終報告を行うものとする。

(事故等の拡大及び再発の防止)

第3 受注者は、発生した事故等の拡大を直ちに防止するとともに、事故等の発生原因を分析し、再発を防止するために必要な対策を講じるものとする。